

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

綾部市長 山崎 善也

市町村名 (市町村コード)	綾部市 (26203)
地域名 (地域内農業集落名)	綾部地区 (味方、田野)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年1月20日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

・市街地に近く栽培条件には恵まれているものの、小区画の未整備田が多く、水稻と自給野菜生産が主体である。
・地主の高齢化や後継者不在により、地域外の農業者への依存が大きい。
・一部の整備田は地区内外の担い手により水稻、小豆等が栽培されている。
・中山間地域等直接支払制度により農地は維持されているが、山間部で獣害が多く効果のある対策が必要である。
・当面は現在の担い手が耕作すると思われるが、集積・集約の中心となる担い手は不足している。また多様な担い手が農地を借りて自給的生産に取り組んでいることから、生産実態把握が難しい地域である。
・作り手の無い農地で栗等の植栽が進んでいる。
・獣害(鹿)が多くなっており、防護柵が必須。

(2) 地域における農業の将来の在り方

・JA販売を基本とする低コスト水稻栽培を主体として、その他地域産物である高収益作物(小豆、黒大豆、万願寺甘とう等)の栽培に取り組み、ブランド化・6次産業化を図る。
・引き続き構成員の確保に努め、中山間地域等直接支払制度を活用して農地の保全に努める。
・彩菜館や特産館などの直売施設に近い地理条件を活かし、兼業農家や退職専業農家だけでなく農業に興味のある非農家など多様な担い手を呼び込み、多品目の野菜生産に取り組む。
・共同利用の機械があるが、移動距離が多く不便なため、ブロック別に農機具を配置して効率化を図る。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	21.0 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	21.0 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	0.0 ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

・現状、耕作されている農地や周辺農地・ほ場条件の良い農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
・農地中間管理機構を活用して、地域の現在の担い手を中心に集積・集約化を図る。 ・耕作以外の作業(除草作業や水管理、獣害防護柵の設置・管理)を集落で行うなど、担い手の負担を軽減する体制づくりを検討する。
(2)農地中間管理機構の活用方針
・農地中間管理機構を活用し、担い手の経営意向に沿った農地の集積・集約を段階的に図る。
(3)基盤整備事業への取組方針
・農作業の効率化を図るため、補助事業等を活用し、農道や水路の改善を検討する。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
・府や市、JAと連携し、地域内外から多様な経営体を募集し、農業者の意向を踏まえながら、担い手の確保・育成に努める。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
・作業の効率化が期待できる防除作業等は、農業支援サービス事業者の活用を検討する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④輸出	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨その他	

【選択した上記の取組方針】

--